

鹿沼市下水道条例の一部改正について

次のように改める。

令和2年11月25日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市下水道条例の一部を改正する条例

鹿沼市下水道条例（昭和50年鹿沼市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第13条中「区分」を「表」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

使用料 用途	基本使用料 (1月につき)		超過使用料 (1立方メートルにつき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般用	10立方メートルまで	1,100円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	130円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	150円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	170円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	190円
			100立方メートルを超える分	210円
公衆浴場用	200立方メートルまで	5,000円	200立方メートルを超える分	30円

附 則

- 1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、令和3年8月分として徴収する使用料から適用し、同年6月分までの使用料については、なお従前の例による。